

## 知事意見への反映状況

|    | <b>知事意見</b>  | <b>審議会</b>            | <b>県</b>              |
|----|--|-----------------------|-----------------------|
| 前文 | <p>中間報告書手続は、事後調査等の結果をとりまとめた報告書を公開することにより、事業の透明性を高めるとともに住民参加を促し、県民等の意見を以後の事業に反映することで、よりよい事業とすることを目的の一つとしている。</p> <p>そのため、報告書では、事後調査結果等の根拠に基づき、事業の実施による環境への影響の有無や影響の程度について、県民等にわかりやすく記載する必要がある。</p> <p>今回の中間報告書は、根拠が不足している説明や、根拠が明確でないまま影響の有無を結論づけているものがある。</p> <p>よって、完了報告書では、次に示す内容を踏まえ、より丁寧でわかりやすく記載すること。</p>   | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 植物 | <p><b>1. 希少植物の移植手法に係る丁寧な説明</b></p> <p>特殊な生活形態の希少植物は、種ごとに適切な移植手法を選定する必要がある。移植に失敗した一部の植物種の移植手法に関する説明が不十分であり、専門的・技術的知見が反映されているのかがわからない。</p> <p>今後、再移植の際には移植方法を再確認するとともに、完了報告書では、専門的・技術的知見を踏まえ、移植方法を丁寧に説明すること。</p> <p><b>2. 移植に係る知見の集積等</b></p> <p>経験に基づき選定したムカゴサイシンの移植地は、活着率が低かったことから、本種に適した生育環境（共生菌の存在、日照条件など）ではなかった可能性が高い。</p> <p>今回の移植結果を踏まえ、活着率に影響した可能性のある要因を科学的に整理し、知見として集積するとともに、今後の移植に反映すること。</p> <p><b>3. より長期の調査結果に基づく移植の成否の判断</b></p> <p>希少植物の移植の成功基準を「活着率70%」とし、短期間（移植から数年間）の活着率を以て成否を判断しているが、「基準達成」とした種であっても活着率に減少傾向が見られるものがある。</p> <p>移植の成否は、個々の植物種の生態を踏まえ、より長期のモニタリング結果に基づき判断するとともに、必要に応じ環境保全措置の見直しを検討すること。</p> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |

|           |  |                       |  |
|-----------|--|-----------------------|--|
|           | <p><b>4. 希少猛禽類の繁殖状況に係る丁寧な説明</b></p> <p>クマタカの繁殖の成否を、他の地域での調査研究の結果（ブナの作況とクマタカの繁殖状況の相関）を踏まえて評価しているが、調査環境の違いについて考慮していないなど、同様の関連性があることを前提に評価するには、根拠が不足している。</p> <p>事業実施区域内におけるクマタカの生息環境（植生・採餌環境など）を明らかにすることにより、当該研究と本県における調査環境に同様の関連性があることを、より丁寧に説明するか、関連性が不十分な場合は説明を改めること。</p>   | <input type="radio"/> |  |
| 動物        | <p><b>5. 生物群集の変化を踏まえた再評価</b></p> <p>魚類や底生動物について、「生息状況に大きな変化はなく、成功基準を達成」と判断しているが、調査結果から、大幅に増加した非在来種があり、魚類等の群集（種数・構成）が変化している可能性がある。</p> <p>しかし、全ての調査地点の結果を合計したり、底生動物の調査結果を分類階級上、目（もく）別の合計種数で示したりしており、調査地点ごとの群集の変化がわからない。</p> <p>個体数や生息密度も踏まえ、調査地点ごとに生物群集の変化がわかるよう表示の仕方を改め、科学的な手法を用いて事業による影響の有無を考察すること。</p>                   | <input type="radio"/> |  |
|           | <p><b>6. 事後調査の継続実施</b></p> <p>工事前に底生動物の生息が確認された全ての調査地点で、工事中も生息が確認されたため、「成功基準（生息状況に変化が認められないこと）」を達成したとしている。しかし、その種の中には、調査2年目には「全地点での生息」が確認されなかったものがある。</p> <p>成功基準については、事後調査を継続したうえで判断することとし、その判断結果に基づき環境保全措置の見直しの必要性を検討すること。</p>   | <input type="radio"/> |  |
| 植物、動物、生態系 | <p><b>7. 生態系の評価に係る再検討</b></p> <p>生態系の評価について、上位種である陸上動物（猛禽類）の調査結果に基づくのみで、「守るべき動植物」の生息・生育環境（ハビタット）の変化に関する説明が不足している。</p> <p>上位種は重要な評価指標であるものの、「守るべきハビタット」に与えた影響も考慮して評価すべきであるため、事業実施前後における「守るべき動植物」のハビタットの面的な影響（変化）を定量的に示すとともに、それらを考慮し、事業が生態系に与えた影響について再検討すること。</p> <p>なお、検討結果については、結果が得られ次第、速やかに県に報告するとともに、完了報告書にも記載すること。</p> | <input type="radio"/> |  |

※南部町長からの意見はなし